

## 1 剰余金の配当（評価通達 183 関係）

### (1) 会社法の概要

#### イ 旧商法における「利益の配当」

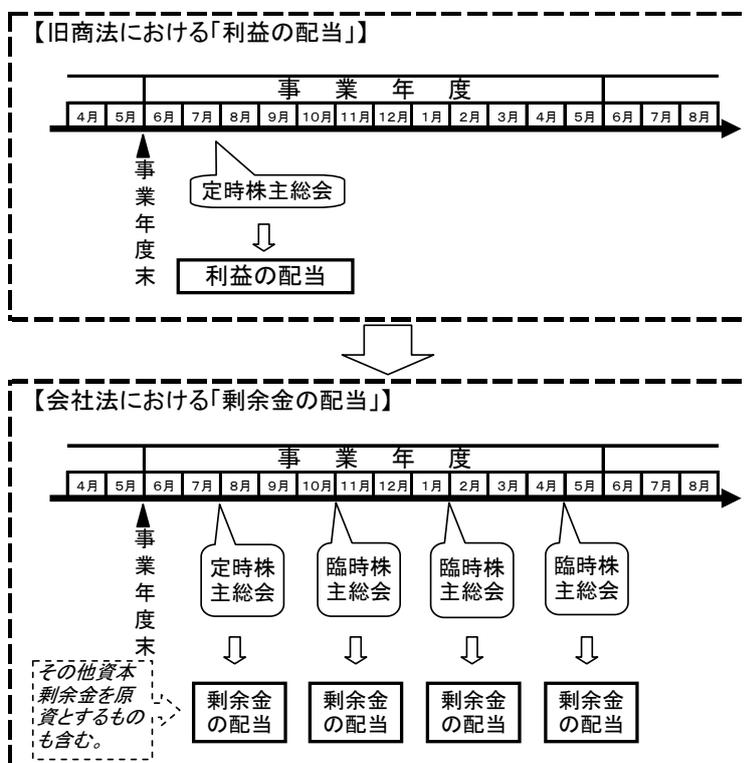
株主に対する配当については、会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。）施行前の旧商法では、「利益の配当」として、各事業年度の決算で確定した利益を定時株主総会における利益処分案の決議を経て年 1 回配当することが認められていた。

#### ロ 会社法における「剰余金の配当」

会社法では、各事業年度の決算で確定した「利益の処分」による配当という考え方ではなく、定時・臨時にかかわらず、株主総会の決議があれば、事業年度中、何回でも「剰余金の配当」として株主に配当することを可能とした。

また、「剰余金の配当」の原資は利益に限られておらず、資本金や資本準備金の減少によって生じた剰余金（以下「その他資本剰余金」という。）を原資とするものも含まれる。

この改正は、平成 18 年 5 月 1 日以後に配当の支払決議がされたもの（同年 4 月 30 日以前の決算期に係る「利益の配当」を除く。）について適用される。



### (2) 評価通達との関係

類似業種比準方式を適用する際の評価会社の「1株当たりの配当金額」は、財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）183（（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算））の(1)により、「直前期末以前2年間における利益の年配当金額」を基として計算している。

この場合、次の疑義が生じる。

- ① 直前期末が平成 18 年 5 月 1 日以後の場合に、同日以後に支払決議がされた配当（「剰余金の配当」）について、いつの時点の配当として計上すべきか（各事業年度の決算で確定した「利益の処分」による配当ではないため）。
- ② その他資本剰余金を原資とした「剰余金の配当」をどのように取り扱うべきか（旧商法にお

ける「利益の配当」ではない（資本の払戻しである）ため。）。

### (3) 経過的な算出方法

平成 18 年中に相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式の評価に当たって、類似業種比準方式を適用する際の評価会社の「1 株当たりの配当金額」の計算の基となる年配当金額は、次のようになる。

#### イ 直前期末が平成 18 年 4 月 30 日以前の場合

- ① 直前期の年配当金額  
直前期における利益の配当金額
- ② 直前々期の年配当金額  
直前々期における利益の配当金額

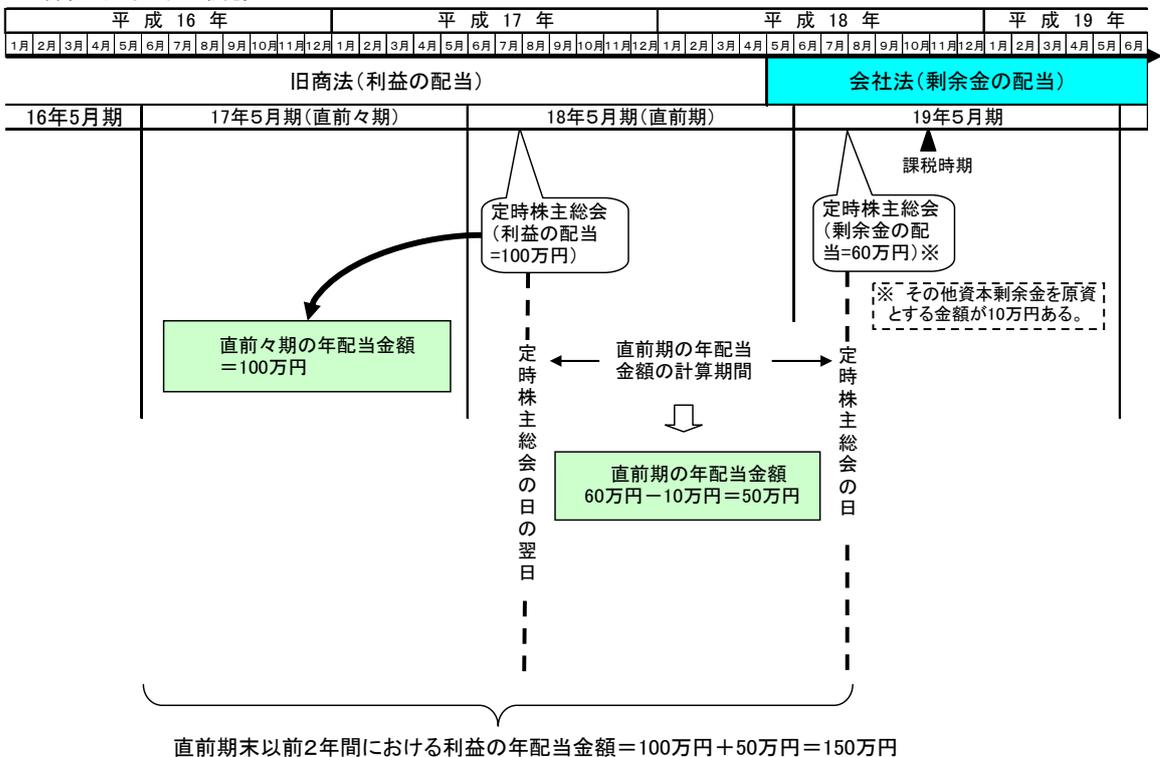
#### ロ 直前期末が平成 18 年 5 月 1 日以後の場合

- ① 直前期の年配当金額  
直前々期に係る定時株主総会の日翌日から、直前期に係る定時株主総会の日までの間に配当の支払決議がされた配当金額の合計額  
(注) その他資本剰余金を原資とする金額を除く。
- ② 直前々期の年配当金額  
直前々期における利益の配当金額

なお、直前期末が平成 18 年 5 月 31 日の場合について図に示すと次のとおり。

#### 【図】 直前期末が平成 18 年 5 月 31 日の場合

※ 中間配当はないものと仮定。



#### (参考)

評価通達 188-2 における「その株式に係る年配当金額」の計算に当たっても、上記(3)により計算することとなる。